

完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類  
及びグループ通算制度への加入時期の特例を適用する  
旨を記載した書類  
e-Tax による申告の特例に係る届出書（初葉）

※ 整理番号	
※ 通算グループ整理番号	

加入

<p style="text-align: center;">○ 事務署受付印</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">税務署長殿</p>	提出法人	納 税 地	〒				
	<input type="checkbox"/> 通算親法人 <input type="checkbox"/> 通算親法人となる法人	(フリガナ)	電話 ( ) -				
		法 人 名 等					
		法 人 番 号					
		(フリガナ)					
		代 表 者 氏 名					
<input type="checkbox"/> 法人税法施行令第 131 条の 12 第 3 項の規定に基づき、完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類を提出します。 また、法人税法第 75 条の 4 第 1 項及び地方税法第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定法人に該当し、納税申告書について e-Tax による申告を行う必要があるため届け出ます。 <input type="checkbox"/> 法人税法第 14 条第 8 項（グループ通算制度への加入時期の特例）の規定の適用を受けたいので、その旨を記載した書類を提出します。							
完全支配関係の区分		<input type="checkbox"/> 完全支配関係を有することとなった日又は特例決算期間の末日の翌日から効力が生ずる場合 法人税法第 64 条の 9 第 11 項（同条第 13 項） <input type="checkbox"/> 申請特例年度において完全支配関係を有することとなった場合 法人税法第 64 条の 9 第 12 項（同条第 13 項）					
完全支配関係を有することとなった日（加入日）		令和 年 月 日					
グループ通算制度への加入時期の特例の適用を受ける場合		加入日の前日の属する特例決算期間	初日	令和 年 月 日			
			末日	令和 年 月 日			
		加入日の前日から特例決算期間の末日までの期間内の日の属する各適用後事業年度	自令和 至令和	年 月 日			
		通算子法人最初通算事業年度	自令和 至令和	年 月 日			
通算子法人となる法人	(フリガナ)			※ 税務署処理欄	署 名		
	法 人 名 等				整 理 番 号		
	納 税 地	〒	電話 ( ) -		部 門		
	(フリガナ)				決 算 期		
	代 表 者 氏 名				備 考		
	資 本 金 又 は 出 資 金 の 額	円					
	発行済株式等の状況	付表 2（発行済株式等の状況）のとおり					
<input type="checkbox"/> 法人税法第 14 条第 8 項第 1 号に規定する「他の内国法人」							

税 理 士 署 名

※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	番号	入力	備考	通信日付印	年 月 日	適用状態	1 通算申請中 2 通算承認 3 取りやめ	確認
---------	----	-----	------	----	----	----	-------	-------	------	-----------------------------	----

**「完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及び  
グループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類」  
「e-Tax による申告の特例に係る届出書」の記載要領(1)**

- 1 この書類(初葉及び次葉)は、次に掲げる区分によりその旨を記載した書類を提出する場合に使用してください。  
なお、通算子法人となる法人ごとに作成してください。
- (1) 完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類を提出する場合  
通算子法人となる法人が、通算親法人又は通算親法人となる法人との間に当該通算親法人又は当該通算親法人となる法人による完全支配関係(法人税法第 64 条の 9 第 1 項に規定する政令で定める関係に限ります。以下同じです。)を有することとなった場合(令 131 の 12③)
- ◇提出法人: 当該通算親法人又は当該通算親法人となる法人  
◇提出期限: 完全支配関係を有することとなった日(以下「加入日」といいます。)(加入日がグループ通算制度の承認の申請書(兼) e-Tax による申告の特例に係る届出書を提出した日前である場合には、その申請書を提出した日)以後遅滞なく  
◇提出先: 当該通算親法人又は当該通算親法人となる法人の納税地の所轄税務署長  
◇提出部数: 3 通  
◇添付書類: ① 出資関係図(この書類の提出時における通算子法人となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図)  
② グループ一覧(この書類の提出時における通算親法人となる法人及び全ての通算子法人となる法人等を記載した一覧表)  
(注) 「グループ通算制度の承認の申請書(兼) e-Tax による申告の特例に係る届出書(次葉)」の裏面の記載要領(2)の「5 添付書類の作成例」を参考にしてください。
- (2) グループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類を提出する場合  
通算子法人となる法人が、通算親法人事業年度又は申請特例年度(法人税法第 64 条の 9 第 7 項の規定の適用を受けてグループ通算制度の適用を受けようとする最初の事業年度をいいます。)の中途において通算親法人又は通算親法人となる法人との間に当該通算親法人又は当該通算親法人となる法人による完全支配関係を有することとなった場合でグループ通算制度への加入時期の特例の適用を受ける場合(法 14⑧)
- ※ 既に提出された「グループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類」にその名称が記載された法人は、改めてこの書類を提出することはできません。
- ◇提出法人: 当該通算親法人又は当該通算親法人となる法人  
◇提出期限: 当該通算子法人となる法人のこの特例の適用がないものとした場合の加入日の前日の属する事業年度に係る確定申告書の提出期限となる日  
◇提出先: 当該通算親法人又は当該通算親法人となる法人の納税地の所轄税務署長  
◇提出部数: 1 通(当該通算親法人又は当該通算親法人となる法人が調査課所管法人である場合は 2 通)

上記(2)の書類の提出に当たっては、完全支配関係を有することが前提となるため、(1)の書類と同時又は(1)の書類の提出後(2)の書類の提出期限までに提出する必要があります。

なお、同時に提出する場合は、書類(初葉)の標題の両方の口にレ印を付して 3 通提出してください。

2 各欄の記載要領

- (1) 書類(初葉)の上欄の「提出法人」、「納税地」、「法人名等」、「法人番号」及び「代表者氏名」欄は、提出法人(通算親法人又は通算親法人となる法人)が該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の法人名等を記載し、書類(次葉)の「法人名等」欄には、当該提出法人の法人名等を記載してください。
- (2) 標題は、提出する書類の該当する口にレ印を付してください。
- (3) 「完全支配関係の区分」欄は、この書類を提出するに当たり該当する口にレ印を付してください。
- (4) 上記 1 (2)のグループ通算制度への加入時期の特例の適用を受けようとする場合には、それぞれ次のとおり記載してください。なお、「法人税法第 14 条第 8 項第 1 号に規定する「他の内国法人」」欄にレ印を付した通算子法人となる法人については、その通算子法人となる法人の発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する内国法人でグループ通算制度への加入時期の特例の適用を受けるもの(以下「加入時期特例適用法人」といいます。)と同様、この特例を適用することとなります。
- イ 「加入日の前日の属する特例決算期間」欄は、通算子法人となる法人の加入日の前日の属する月次決算期間(会計期間をその開始の日以後 1 月ごとに区分した各期間(最後に 1 月未満の期間を生じたときは、その 1 月未満の期間)をいいます。)又は会計期間(「法人税法第 14 条第 8 項第 1 号に規定する「他の内国法人」」欄にレ印を付した通算子法人となる法人については、当該通算子法人となる法人に係る加入時期特例適用法人について提出されたこの書類(初葉)の「加入日の前日の属する特例決算期間」欄に記載された期間)を記載してください。
- ロ 「加入日の前日から特例決算期間の末日までの期間内の日の属する各適用後事業年度」欄は、加入日の前日から「加入日の前日の属する特例決算期間」欄に記載した期間の末日までの期間内の日の属する各適用後事業年度(法人税法第 14 条第 8 項の規定を適用するものとした場合における事業年度をいいます。)開始の日及び終了の日を記載してください。  
(注) 記載欄が不足する場合は、適宜の様式に記載の上、別紙として添付してください。
- ハ 「通算子法人適用開始年度」欄は、通算子法人となる法人に係るグループ通算制度の適用を受ける最初の事業年度を記載してください。

- (5) 「発行済株式等の状況」欄は、必要事項を「付表 2（発行済株式等の状況）」に記載してこの書類に添付してください。
- (6) 「法人税法第 14 条第 8 項第 1 号に規定する「他の内国法人」欄については、通算子法人となる法人が、グループ通算制度への加入時期の特例の適用を受ける内国法人にその発行済株式又は出資を直接又は間接に保有されている他の内国法人（加入日から当該内国法人について提出されたこの書類（初葉）の「加入日の前日の属する特例決算期間」欄に記載された期間の末日までの間に通算親法人又は通算親法人となる法人との間に完全支配関係を有することとなったものに限ります。）に該当する場合、□にレ印を付してください。
- (7) 「税理士署名」欄は、この書類を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- (8) 「※」欄は、記載しないでください。

### 3 留意事項

- (1) 法人課税信託の名称の併記  
法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。
- (2) 通算子法人となる法人の特例決算期間としていた会計期間が決算期変更又は合併により異動する場合の取扱い  
次の場合には、それぞれ次の取扱いとなりますので、留意してください。
  - イ 通算親法人又は通算親法人となる法人の会計期間に合わせて会計期間の末日を前倒しする会計期間の変更をした場合 特例決算期間の末日は変更後の会計期間の末日となり、その通算子法人となる法人には、変更後の会計期間の末日の翌日に通算承認の効力が生じます。
  - ロ 通算子法人となる法人が合併により解散した場合 特例決算期間の末日まで完全支配関係が継続しないことから、その通算子法人となる法人には、通算承認の効力は生じません。